



宮 上 審 第 1 号
令和6年3月13日

宮崎市長 清山 知憲 様

宮崎市上下水道事業経営審議会
会 長 鈴木 祥 広



適正な上下水道料金のあり方について（答申）

本審議会は、令和5年7月20日付け宮上財第35号で諮問のあった2件の諮問事項のうち、「適正な上下水道料金のあり方」については、上下水道事業を取り巻く環境の変化に対応し、「安全で安心な水道水の安定供給」と「適正な水処理」の実現を目指すため、7回にわたり慎重に審議を重ねてきた結果、次のとおり結論を得たので答申するとともに、留意すべき事項について附帯意見として申し添えます。

1 答申内容

（1） 料金水準について

水道料金の平均改定率は9.0%、下水道使用料の平均改定率は19.71%とすることが適当である。

（2） 料金の算定期間について

令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

（3） 基本料金及び従量料金の設定について

従来、10円単位で設定していた基本料金については、公平性の観点から、使用するメータの口径によって増加率に差異が生じないように1円単位の設定とし、従量料金にて調整を図る設定方法の見直しについては適当である。

（4） 改定時期等について

以上の改定時期は、令和7年4月検針分からとすることが適当である。

また、上下水道事業を取り巻く環境の変化に対応するためにも、定期的な料金見直しは必要と考えられるので、不断の財政分析に努めるとともに、おおむね5年をめどに「適正な上下水道料金のあり方」を検討されたい。

2 答申にあたって

「適正な上下水道料金のあり方」に係る審議については、エネルギー・食料品価格等の物価高騰が社会経済活動や市民生活に大きく影響を及ぼしている中で議論を開始しているため、その状況を十分考慮した。

また、本市においては従来から南海トラフ巨大地震に備えた対策、頻発・激甚化する風水害に備えたインフラの整備を図っている状況にあるが、審議期間に発生した能登半島地震の被害状況なども踏まえた対策を図る必要がある。その一方で、「安全で安心な水道水の安定供給」や「適正な水処理」が行われている今の状況を将来世代も等しく享受できなければならない。そのため、上下水道事業における課題を整理し、慎重に審議を重ねた結果、「適正な上下水道料金のあり方」については、附帯意見を付した上で答申内容のとおりとすることが適当であるという結論に至ったものである。

3 上下水道事業における課題

(1) 水道事業

本市では、近年の人口減少や節水機器の普及等に伴う水需要の減少などにより給水収益が減少傾向にある。その一方で、昭和30年代後半から50年代前半にかけての高度経済成長に伴う急速な都市化により整備した重要な施設や基幹管路が、順次更新時期を迎えている。加えて、本年1月1日に発生した能登半島地震では、石川県を中心にライフラインに甚大な被害が生じ、現在に至っても応急復旧すら完了していない地域もあることから、ライフライン強靱化へ取り組む重要さの教訓が改めて示された。そのような中、本市では、従前から南海トラフ巨大地震に備えた耐震化対策などが課題となっており、今後、建設改良費が増大することが見込まれるため、計画的に施設等を更新していく必要がある。

また、直近20年を遡ると、合併による管路の整備や簡易水道事業の統合、下北方浄水場大規模改修事業を始めとする大規模事業などを経て企業債残高が増加している状況にあり、令和3年度決算における給水収益に対する企業債残高の割合は、全国平均が265.16%、類似団体の平均が248.92%であるの対し、本市は517.02%と約2倍の数値となっており、経営上の課題となっているため、引き続き当該残高の減少に努める必要がある。

(2) 公共下水道事業

本市は、地勢的要因から終末処理場や中継ポンプ場の数が他自治体よりも多く必要になるという課題があったものの、公衆衛生向上のため、従前から先行して下水道の普及に積極的に投資してきた。その結果、令和3年度末時点で本市の下水道普及率は91.5%となっており、宮崎県平均の61.2%、さらには全国平均の80.6%に比して高い水準となっているものの、企業債残高が高い状況にあるため、将来世代の負担軽減の観点からも引き続き当該残高の減少に努める必要がある。

また、地方公営企業である公共下水道事業は、利用者から得た下水道使用料（下水道料金）で事業運営に必要な污水处理費を賄う「独立採算制」の原則に基づいて経営を行うよう、地方公営企業法に定められている。

しかしながら、污水处理費を下水道使用料で賄えておらず、本来は教育や福祉等、本市の行政施策の財源として活用すべき一般会計からの繰入金（税金）により収支不足を補っている状況にある。このため、適正な料金設定を行い当該繰入金の削減に努めなければならない。

4 附帯意見

- (1) 令和6年1月1日に発生した能登半島地震から私たち市民も様々な教訓を得た。まず、他のライフラインに比べて上下水道は、復旧に、より長い時間を要することが明白となった。そして、断層の地盤変化に起因した直下型の能登半島地震と本市で想定される海溝型の南海トラフ巨大地震では被害の状況は必ずしも同一とはならないが、強い揺れや液状化による施設、管路への被害は基本的には同じと危惧している。

また、水道事業においては、水道法第1条により「清浄にして豊富低廉な水の供給」を図ることが目的に明記されているが、そこには水道施設等の基盤が強化されていることが前提となっている。私たちが人として生きていくためには、水道と下水道は欠くことのできないライフラインであることを改めて痛感したところであり、本市においては、市民の命を守る視点から不断の老朽化対策と地震津波対策を最優先事項として取り組むことを期待する。

- (2) 今回、水道事業における適正な料金水準の審議にあたっては、令和7年度から令和11年度の5年間を算定期間とした試算に加え、その後年度となる令和12年度から令和16年度の5年間を算定期間とした試算を行い、後年度の平均改定率を抑制するため、この2つの算定期間における平均改定率について平準化を図っている。

しかしながら、昨今の社会経済情勢の変動は大きく、今後、水道事業の経営状況も計画と乖離が生じることが危惧されるため、令和10年度に改めて適正な料金のあり方を検討する必要がある。

- (3) 上下水道事業では、「安全で安心な水道水の安定供給」や「適正な水処理」を実現するため、老朽化した施設や管路の更新に加え、近年、頻発・激甚化している災害への備えとして、計画的に耐震化・耐津波化を図っている。

しかしながら、今回、「適正な上下水道料金のあり方」を審議するにあたっては、昨今の社会経済情勢や市民生活への影響を考慮し、最低限の料金水準としていくことから、限られた財源を有効に活用するため、重点的かつ効果的な事業推進に努めていただきたい。

- (4) 料金改定を周知するにあたっては、全戸に配布される局の広報紙「せせらぎ」や上下水道局のホームページを始めとするインターネット媒体を用い、その内容については、経営状況や今後の事業の必要性などを明記し、広く市民が理解しやすいものとなるよう検討されたい。
- (5) 「宮崎市上下水道局経営戦略」(平成31年2月策定)は、上下水道事業の将来像の実現に向け、具体的に事業投資と財政計画を示した中長期的な経営計画である。当該計画に基づき着実に事業運営を進めるためには、当年度の事業結果や翌事業年度の予算を適正に反映させる投資・財政計画のローリングを精緻に実施することはもとより、その結果と計画に乖離が生じた場合には、要因を的確に把握し、対応策を講じる必要がある。このため、本審議会に対して、投資・財政計画のローリング結果を説明するにあたっては、今後予定する投資事業に加え、どのような経営努力を行っていくのか、理解しやすいよう具体的に示すことを求める。
- (6) 能登半島地震や熊本地震を始めとする震災時の状況を踏まえると、上下水道事業における技術継承は、災害時における対応力にも繋がる。このため、専門的な知識を有した人材の確保並びにその技術継承に努めていただきたい。
- (7) 近年、DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進が重要な国策の一つとなっている。本市においても業務改善並びに経費削減の方策として、令和5年度から人工衛星とAIを活用した漏水調査範囲の絞り込みなどを行っており、この取組みを評価する。今後も、積極的にDX化に努めていただきたい。
- (8) GX(グリーン・トランスフォーメーション)についてもグローバルな視点の重要な国策として、多くの温室効果ガスを排出する上下水道事業に熱い期待が寄せられている分野である。宮崎市は、「2050.ゼロカーボンシティみやざき」を掲げ、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指しているなか、大淀処理場における地域バイオマス(下水汚泥)を活用した消化ガス発電量の増加や下水汚泥の肥料・燃料化施設の整備による創エネルギーの推進などの様々な取組みが、国土交通省の令和5年度カーボンニュートラル地域モデル処理場計画(以下「モデル処理場計画」という。)に登録されたことは評価できるものである。
- また、モデル処理場計画に登録されたことに伴い全国的な創エネ・省エネ技術等のショーケースとなることに加え、国から重点的な財政支援を受けられるというメリットもあることから、脱炭素にも経営にも目に見える効果のある取組みに努めていただきたい。